

令和2年3月6日

株主各位

東京都中央区銀座七丁目4番12号
Shinwa Wise Holdings 株式会社
(証券コード:2437)

株主 倉田 陽一郎
同 采譽投資有限公司

臨時株主総会招集のご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京地方裁判所の令和2年1月29日付臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記のとおり Shinwa Wise Holdings 株式会社の臨時株主総会を開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名及びご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、令和2年3月22日(日曜日)正午までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日 時 令和2年3月26日(木曜日) 午前10時より

2.場 所 〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
イセ食品株式会社 本社 イベントスペース
(本株主総会は、上記株主が招集し、開催されるため、従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

3.目的事項

決議事項

- 第1号議案 取締役 石井一輝 解任の件
- 第2号議案 取締役 木下邦彦 解任の件
- 第3号議案 監査役 佐野洋二 解任の件
- 第4号議案 監査役 南 隆 解任の件
- 第5号議案 取締役 4名 選任の件
- 第6号議案 監査役 2名 選任の件

4.招集にあたっての決定事項

(代理人による議決権行使)

代理人は、Shinwa Wise Holdings 株式会社の議決権を有する株主様 1 名とさせていただきます。

当日、代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面(委任状)に加え、②当該代理人である株主様ご本人の本人確認資料(同封の委任状用紙)のご提出が必要となります。

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙をご持参いただけない結果、本人確認ができない場合には、株主総会への出席をお断りする場合がありますので、ご容赦ください。
 - 臨時株主総会招集ご通知添付書類及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の [japan-art-revitalization](https://japan-art-revitalization.com) のウェブサイト (<https://japan-art-revitalization.com>)にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1.議決権の代理行使の勧誘者

(氏 名) 倉田 陽一郎

(住 所) 9D Two Robinson Place, 70 Robinson Road, Mid-Levels, Hong Kong

(名 称) 采譽投資有限公司

董事 張 志軍(CHEUNG Chi Kwan)

(住 所) Room 1402, Sun Hung Kai Centre, 30 Harbour Road, Wan Chai, Hong Kong

2.議案に関する事項

Shinwa Wise Holdings 株式会社(以下「SWH」といいます。)の株主である倉田陽一郎及び采譽投資有限公司は、東京地方裁判所による令和2年1月29日付臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記事項を目的とするSWHの臨時株主総会を令和2年3月26日に開催することを決定いたしました。

(1) 第1号議案 取締役 石井一輝 解任の件

(2) 第2号議案 取締役 木下邦彦 解任の件

(3) 第3号議案 監査役 佐野洋二 解任の件

(4) 第4号議案 監査役 南 隆 解任の件

(5) 第5号議案 取締役4名 選任の件

(6) 第6号議案 監査役2名 選任の件

各議案の要領及び提案理由等は、以下のとおりです。

(1) 第1号議案 取締役 石井一輝 解任の件

(提案理由)

石井一輝氏がSWHグループの中心的事業であるオークション事業を扱うShinwa Auction 株式会社の代表取締役役に就任して以来、オークション事業の業績は、下降の一途をたどっています。また、過去のあり方を踏襲するのみの保守的な経営に終始し、新たな時代の変化を否定していると取れる同氏の経営のあり方は、結果として、SWHのオークション事業の革新と成長の可能性を阻み、更なる縮小化へと導くことになると考えられます。

更に、SWHの事業拡大の可能性に関して、リスクを過大評価する傾向だけでなく、非現実

的なリスクの想定をもとに保守的な意見に終始することで、SWHの経営の保守化を加速させる結果となっています。

以上のような取締役としての言動が、SWHの本来の利益を喪失させ、今、喫緊の課題としてSWHが直面する業績の回復と事業の成長を目指すべき企業経営者として適任ではないと考えられることから、解任を求める次第です。

(2) 第2号議案 取締役 木下邦彦 解任の件

(提案理由)

木下邦彦氏は、社外取締役として、経営の現場には関知しない状況において、年長者として取締役会の主導的役割を担うものの、近年、保守的かつ非現実的なリスクを検討・議論するところから、経営判断を導く消極的な発言が中心となり、結果的にSWHの将来の成長路線に逆行することになっています。更に、大手監査法人の勤務経験をもとに、現在のSWHの小規模な上場企業経営のあり方に対して、大企業のあり方を適用することによりコストと時間のかかる管理体制を主導するなど、早期の黒字化を必要とするSWHにおいて、同氏は、取締役として適任ではないと考えられることから、解任を求める次第です。

(3) 第3号議案 監査役 佐野洋二 解任の件

(提案理由)

佐野洋二氏は、SWHの常勤監査役として就任して以来、取締役会の経営判断プロセスが、ほとんど全ての議案において最終的に監査役の同意があつて初めて取締役会が決議する仕組みとなっています。このような経営のあり方は、取締役会による経営の意思決定が統制のとれたプロセスで実施されたのかを監査するという、本来あるべき監査役の役割を逸脱し、取締役会による正当な経営判断プロセスを阻害する結果となり、株主の利益を損ねているものといえます。現在のSWHに求められる監査役の役割は、リスクをとる経営判断を実行するに当たっての牽制及びチェック機能であることからすれば、同氏は、SWHの監査役として、適任ではないと考えられることから、解任を求める次第です。

(4) 第4号議案 監査役 南 隆 解任の件

(提案理由)

南隆氏は、石井一輝氏、木下邦彦氏及び佐野洋二氏より在任期間が短く、新任の監査役として、これまで積極的に意見を述べることなく、上記3名の役員会運営に追従する形で、本来、取締役会の経営判断にかかるプロセスの統制を監査すべき役割を担わなければならないところ、結果として彼らの意見を制することはありませんでした。このようなあり方は、SWHの監査のあり方を偏らせて、企業としての牽制及びチェック体制が機能しない状況を形成

することとなっています。繰り返し述べますように、現在の SWH に求められる監査役の役割は、リスクをとる経営判断を実行するに当たっての牽制及びチェック機能であることからすれば、同氏は、SWHの監査役として、適任ではないと考えられることから、解任を求める次第です。

(5) 第5号議案 取締役4名 選任の件

(議案の要領)

以下の候補者4名を、SWHの取締役として選任する。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の 株式の数
1	伊勢 彦信 (昭和4年5月5日生)	昭和37年8月 イセ株式会社代表取締役(現任) 昭和44年5月 イセファーム株式会社代表取締役社長 昭和46年6月 イセ食品株式会社代表取締役社長 昭和55年12月 イセアメリカ株式会社代表取締役(現任) 昭和58年4月 イセ文化基金理事長 平成4年4月 イセ食品株式会社代表取締役会長(現任) 平成22年12月 一般財団法人イセ文化財団代表理事(現任) 令和2年2月 アイアート株式会社代表取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 イセ食品株式会社代表取締役会長 イセアメリカ株式会社代表取締役 一般財団法人イセ文化財団代表理事 アイアート株式会社代表取締役	0株
2	秋元 之浩 (昭和42年4月13日生)	平成2年4月 立山アルミニウム工業株式会社入社 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社生活資材部門リーテイル室入社 平成12年8月 リーテイルブランディング株式会社設立代表取締役専務 平成16年6月 リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長(現任) 平成19年11月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル取締役 平成21年6月 伊勢(香港)有限公司董事 平成21年7月 伊勢(中国)有限公司董事 平成23年4月 H.ISE Singapore Pte. Ltd.取締役(現任) 平成24年3月 株式会社小僧寿し本部取締役 平成26年4月 ISE パワー株式会社代表取締役社長(現任)	16000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の 株式の数
		平成 27 年 4 月 ISE エネルギー株式会社取締役(現任) 平成 30 年 6 月 イセ・エスフーズ株式会社代表取締役社長(現任) 令和元年 5 月 アイアート株式会社取締役(現任) 令和元年 8 月 イセ食品株式会社取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 リーテイルブランディング株式会社代表取締役社長 H.ISE Singapore Pte. Ltd. 取締役 ISE パワー株式会社代表取締役社長 ISE エネルギー株式会社取締役 イセ・エスフーズ株式会社代表取締役社長 アイアート株式会社取締役 イセ食品株式会社取締役	
3	岡崎 奈美子 (昭和 41 年 10 月 17 日生)	平成 9 年 9 月 株式会社アウル設立代表取締役(現任) 平成 26 年 5 月 シンワメディコ株式会社執行役員(現任) 平成 27 年 8 月 エーベック株式会社(現 Shinwa ARTEX 株式会社) 入社 平成 27 年 10 月 エーベック株式会社(現 Shinwa ARTEX 株式会社) 総務部長 平成 29 年 12 月 Shinwa ARTEX 株式会社(旧エーベック株式会社) 執行役員文化支援事業部・High Networth・渉外海外子会社担当(現任)	25200 株
4	CHEUNG CHU KUAN 張 志軍 (昭和 46 年 11 月 21 日生)	平成 11 年 4 月 海南建恒實業投資有限公司入社 平成 27 年 5 月 采譽投資有限公司董事(現任) 平成 27 年 12 月 喜昌投資有限公司董事長(現任) 【重要な兼職の状況】 采譽投資有限公司董事 喜昌投資有限公司董事長	330000 株

(注)1. 各候補者と SWH との間には、特別の利害関係はありません。

- 候補者番号 1 番の伊勢氏、候補者番号 2 番の秋元氏及び候補者番号 4 番の張氏は、社外取締役候補者であります。
- 伊勢氏、秋元氏及び張氏を社外取締役候補者とした理由は、下記提案理由①、②及び④にて述べるとおりであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(提案理由)

今進行期(令和 2 年 5 月期)に黒字転換しなければ、3 期連続赤字決算となる恐れがあると

いう SWH の現状を踏まえ、一刻も早く、業績回復を図る必要があり、そのためには現経営体制を刷新することが必要であると思われます。

そこで、以下の理由から、各候補者を SWH の取締役として選任すべきと考えます。

① 伊勢彦信氏について

伊勢彦信氏は、「たまご」に関する世界有数の企業グループの一つであるイセ食品株式会社グループの創業者であり、現在も同社の代表取締役として指揮をとっています。また、アートに慧眼をもちニューヨークにも拠点を置くイセ文化基金を運営し、artnet が選ぶ世界のアートコレクターTOP100 にランクされる世界有数のアートコレクターでもあります。経営者でありアートコレクターでもある同氏が、SWH の役員の一員として経営に加わることで、SWH が掲げる日本の美術品取引市場を再生させ、世界に冠たるオークションハウスを目指すという目標を、より早く、よりスケールの大きな形で実現させることが可能となります。そのため、同氏を社外取締役候補者として提案いたします。

② 秋元之浩氏について

秋元之浩氏は、大手商社を経て独立し、リーテイルブランディング株式会社を創業し、順調に事業を拡大させています。令和元年 5 月には伊勢彦信氏がオーナーであるアイアート株式会社の取締役に就任することで、既にアート業界に関わりを持っており、日本におけるオークション会社の経営者としての知識と経験を十分に備えた人物です。それに加え、香港において株式市場に上場している株式会社東京中央オークションとも交流を持っています。同氏は、現在の SWH の保守的な役員体制から、事業の展望とそのリスクに対し、適切な経営判断ができる取締役として、SWH の成長戦略とアジア戦略を推進することを期待される人物であると考えます。そのため、同氏を社外取締役候補者として提案いたします。

③ 岡崎奈美子氏について

岡崎奈美子氏は、攻めの経営を遂行する中での問題解決能力に極めて長けており、昨年 5 月に売却した Shinwa Microfinance Co., Ltd. の売却の際の交渉に果敢に臨み、好条件による同社売却に貢献した実績があります。また、SWH グループへの関与も長く、SWH グループにおける経営陣の問題点や改善点を熟知している人物です。以上を踏まえ、SWH グループ全体のこれからの成長と飛躍のために、即戦力として期待できる人物として、同氏を新たな取締役候補者に提案いたします。

④ 張志軍氏について

張志軍氏は、采譽投資有限公司の董事を務めているところ、采譽投資有限公司は、中国本土の有力民間企業と強い繋がりがあることから、SWH が日本とアジアをつなぐ事業を展開していくうえで、采譽投資有限公司の代表者である同氏が取締役となることにより、多くの中国企業との提携を通じた、事業シナジーの最大化を目指すことが可能となります。そのため、同氏を社外取締役候補者として提案いたします。

(6) 第 6 号議案 監査役 2 名選任の件

(議案の要領)

以下の候補者 2 名を、SWH の監査役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼業の状況	所有する 会社の 株式の数
1	小林 公成 (昭和 38 年 7 月 26 日生)	昭和 62 年 4 月 株式会社三和銀行(現、株式会社三菱 UFJ 銀行)入 社 平成 12 年 7 月 株式会社世界文化社常務取締役 CFO 平成 18 年 12 月 株式会社世界文化社専務取締役 平成 28 年 1 月 株式会社 KK ホールディングス設立代表取締役 (現任)	0 株
2	大谷 恭子 (昭和 25 年 4 月 25 日生)	昭和 49 年 3 月 早稲田大学法学部卒業 昭和 53 年 4 月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和 55 年 5 月 新橋法律事務所 昭和 58 年 4 月 四谷共同法律事務所開設 平成 25 年 4 月 弁護士法人北千住パブリック法律事務所所長(東 京弁護士会) 平成 29 年 4 月 アリエ法律事務所パートナー弁護士 【重要な兼職の状況】 アリエ法律事務所パートナー弁護士	0 株

- (注)1. 候補者番号 1 番の小林氏及び候補者番号 2 番の大谷氏は社外監査役候補者であります。
2. 候補者番号 1 番の小林氏と SWH との間には、顧問契約が締結されておりますが、報酬も低額であり、また、社外監査役就任後は当該顧問契約を解除する予定ですので、小林氏の独立性は確保されるものと判断しております。
3. 候補者番号 2 番の大谷氏と SWH の子会社である Shinwa ARTEX 株式会社との間には、法律顧問契約が締結されておりますが、報酬も低額であり、また、社外監査役就任後は当該顧問契約を解除する予定ですので、大谷氏の独立性は確保されるものと判断しております。
4. 小林氏及び大谷氏を社外監査役候補者とした理由は、下記提案理由①及び②にて述べるとおりであります。また、その経験と見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(提案理由)

① 小林公成氏について

小林公成氏は、日本の富裕層婦人向け有カマスメディアである株式会社世界文化社

の経営者として、日本の富裕層とのネットワークを培い、現在は、経営コンサルタントとして、国内外の企業買収案件や企業へのコンサル事業に従事しています。また、平成29年6月にSWHの顧問として就任してからは、SWHの富裕層ネットワーク構築に貢献し、SWHの発展に寄与してきた実績を持つ人物です。従前のSWHの経営陣の問題点も理解したうえで、多くの企業をコンサルティングしてきたことで培われた経験から、適切な牽制及びチェック機能を有する監査役としての役割を期待できると考え、同氏を社外監査役候補者として提案いたします。

② 大谷恭子氏について

大谷恭子氏は、平成30年6月にSWHの子会社であるShinwa ARTEX株式会社の顧問弁護士に就任する以前から、様々な案件について、同社に対して、適切な法務にかかるアドバイスを行ってきた実績があり、SWHグループの事業内容を理解し、精通しているといえます。そのため、今後のSWHの積極的な拡大戦略に対する牽制役として、監査役の役割を十分に発揮できると考え、同氏を社外監査役候補者として提案いたします。

以上

MEMO

》

・

MEMO

,

.

株主総会会場ご案内図

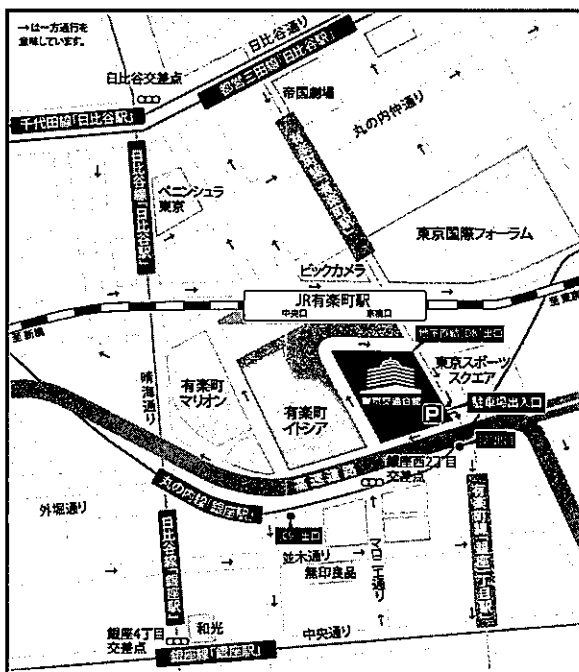
(会場)東京交通会館 8 階 イセ食品株式会社 本社 イベントスペース

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1

(連絡先)担当事務局 弁護士法人ニューポート法律事務所

TEL:03-6435-5689 FAX:03-6435-5699

※ 従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、お間違いないようご注意ください。



〔交通機関〕

JR山手線・京浜東北線

有楽町線

有楽町線

丸ノ内線・銀座線・日比谷線

千代田線

都営三田線

有楽町駅 (京橋口・中央口 (銀座側)) 徒歩1分

有楽町駅 (D8) 徒歩1分

銀座一丁目駅 (2) 徒歩1分

銀座駅 (C9) 徒歩3分

日比谷駅 (D8) 徒歩8分

日比谷駅 (D8) 徒歩5分